

■ 暴風警報等発令時・JR 東海運休時等に関する対応

I. 暴風警報発令時等における登校の取扱いについて

- 暴風警報等 : 暴風警報、暴風雪警報、特別警報（尋常でない暴風・大雨等）をいう。
- 授業等 : 授業、試験、Web 講義視聴、説明会、受付事務、自習室利用等をいう。
- 公共交通機関 : 静岡市に乗り入れている「JR 東海の在来線」をいう。
- 休校の判断 : 次のいずれかに該当する場合、休校とする
 - ① 静岡市南部に暴風警報等が発令された
 - ② JR 東海が静岡駅を含む路線（在来線）で運休した
- 再開の判断 : 次のいずれにも該当する場合、以下の解除時刻に従って再開する
 - ① 静岡市南部の暴風警報等が解除された
 - ② JR 東海の運休が解除された

◆ 警報・運休の解除時刻と授業等の実施・休講・再開等の予定表

警報	午前 7 時までに解除	通常通り授業等を実施
	午前 7 時過ぎに解除	休校（学校閉館）※授業の取扱いは、後日担任より連絡
暴風雨・運休	暴風雨・JR 東海（在来線）の運休（計画運休含む）が予想される場合	校長が「休校」又は「自宅でのオンライン授業」を判断する。 ※校長指示は、事前（前日 3 限目の授業の終了時を予定）に告知する。 ※「計画運休」が解除された場合でも、校長が休校・再開を判断する。 ※当校は、iPad 等を利用したオンライン授業の環境が整っているため、休校時に活用する。

◆ 授業等の開始後に、暴風警報等が発令又は公共交通機関の運休等が発表された場合

授業等の開始後に暴風警報等の発令又は運休することが判明した場合は、原則として実施中の授業等は中止し、帰宅を指示する。ただし、運休実施までに相当な時間がある場合等、状況によっては部分的に授業を続行することがある。

◆ 居住地又は通学経路内に暴風警報等の発令時・公共交通機関の運休時の登校

居住地又は通学経路内に暴風警報等が発令されている間は、各自で状況を把握し、安全を優先して登校は控えること。

◆ その他の気象情報が発令された場合

南海トラフ地震その他の重大な災害に関する防災情報発令時において、校長が必要と判断した場合は授業等を中止することがある。その場合、学生伝達用 URL <http://www.ohara.ac.jp/si/> にて周知するため、各自確認すること。

（南海トラフ地震に関して）

「南海トラフ地震」の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。地震発生時には、頭を保護して机の下など頑丈な場所に隠れる等、身を守る行動をとること。

◆ 欠席届について

上記に該当し、授業に出席できなかった場合は「欠席届」に「台風により JR 東海道線が運休したため」等の理由を記載して、後日担任に提出すること。

■ 緊急時の学生向け案内について

I. 学生伝達用 URL

休校等の情報は、ホームページ上で案内をするため、各自確認すること。

【学生伝達用 URL <http://www.ohara.ac.jp/si/>】